

NPO・ボランティア団体と行政との  
協働事業実績調査  
(平成30年度分)

調査の概要及び協働事例の紹介

福 岡 県

## 目 次

I	福岡県内におけるNPOと行政との協働について	
1	はじめに	1
2	調査の概要	
(1)	実施概要	1
(2)	用語の定義及び協働の形態・分野	1
3	調査結果	
(1)	協働件数	4
(2)	協働形態	5
(3)	活動分野	6
4	協働の事例	
(1)	福岡県職員 地域貢献活動研修(県×NPO)	8
(2)	観光まち歩き事業「ぷち旅太宰府」(市×NPO)	12
(3)	中学校での子育てサロン(町×NPO)	15
II	参考	
1	福岡県におけるNPO法人の現状	18
(1)	認証法人数の推移	18
(2)	活動分野	19
2	調査票	
(1)	調査依頼文	20
(2)	記入要領及び記入例	21

# 福岡県内におけるNPOと行政との協働 について

## 1 はじめに

今日、少子高齢化や県民意識の多様化に伴い、地域でのつながりが薄れ、地域コミュニティの機能は低下しています。こうした中、福祉や子育て、環境問題、安全安心なまちづくりなど人々が公的サービスに求めるものは高度化・多様化しており、行政だけでは、きめ細やかな対応が難しくなっています。

そこで、様々な領域で活動するNPO・ボランティアと企業、行政がそれぞれの役割分担の下でパートナーシップを形成し、協働することで地域課題の解決に取り組み、共に地域にとって必要なサービスの提供主体となる共助社会を作ることが求められています。

これらの状況を踏まえ、共助社会の実現に向けて、NPO・ボランティアや企業をはじめ、あらゆる人々が地域課題の解決のために協働を進め、共に支え合っていく必要があります。

そこで、福岡県及び県内の市町村におけるNPO・ボランティアとの協働事業を把握し、今後の協働の促進に向けた施策の参考とするため、平成14年度から毎年この調査を実施しています。

## 2 調査の概要

### (1) 実施概要

実施：平成31年3月

対象：福岡県及び県内60市町村

回答率：100%

調査方法：電子メール

取りまとめた回答一覧はHPに掲載しています。

※福岡県NPO・ボランティアセンターのHP

(<https://www.nvc.pref.fukuoka.lg.jp/>) 内で「協働事業実績調査」のキーワードで検索してください。

なお、掲載している事業は、下記の協働の定義により、県及び市町村において協働事業と判断され、回答されたものです。今後の事業企画及び実施の参考にしていただくため、協働事業の形態を広義に捉えて掲載しています。

### (2) 用語の定義及び協働の形態・分野（基本指針及び提言から）

協働という言葉には、統一的な定義がありません。本県では、「協働」を次のとおり定義します。

協働とは、ボランティア団体・NPO、行政、企業のそれぞれの主体性・自発性のもとに、互いの特性を認識・尊重し合いながら、対等な立場で、共通の目的を達成するため協力・協調すること

(出典：平成15年3月「ボランティア団体・NPOと行政、企業との協働に関する基本指針（福岡県）」)

また、NPOに含まれる団体の範囲についても狭義から広義まであり、使い方は統一されていません。そこで、本県では、NPO・ボランティア団体を次のとおり定義します。

ボランティア団体・NPOとは、不特定かつ多数のものの利益の増進のため、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない民間団体  
(出典：平成15年3月「ボランティア団体・NPOと行政、企業との協働に関する基本指針（福岡県）」)

NPO・ボランティアとの協働には、様々な形態が考えられます。それぞれの事業に応じ、最も効果的な協働形態を選択することは、協働事業の可否に関わる重要な要因となります。

① 協働委託

行政がNPO・ボランティアに対し協働になじむ事業を委託する形態

\*本県では、NPO等と協働で委託事業を実施する場合を特に「協働委託」と呼び、通常の委託とは区別して考えています。

② 補助

NPO・ボランティアが主体的に行う公益性の高い事業に対し、その事業等を育成、助長するため金銭等を交付する形態

③ 実行委員会・協議会

NPO・ボランティアと行政で実行委員会・協議会を組織し、主催者となって事業を行う形態

④ 共催

NPO・ボランティアと行政が主催者となって共同で一つの事業を行う形態

⑤ 後援

NPO・ボランティアが行う公益性の高い事業に対し、行政の後援名義の使用を認めて支援する形態

⑥ 物的支援（公の財産の使用等）

公益性の高い活動を行うNPO・ボランティアに対し、公共の空き施設を提供することや、活動に必要な物品や用具等を支援する形態

⑦ 人的支援

NPO・ボランティアが行う活動に対し、職員の派遣等を行うことにより支援する形態

⑧ アダプトシステム

地域に密着したNPO・ボランティアがその地域にある道路や河川などの「里親」になって清掃や植生管理を行う。行政と協定書を結び、行政は必要な用具の貸与や損害保険の負担、活動団体の掲示などを行う形態

⑨ 事業計画段階への参加

事業検討の際にNPO・ボランティアから提案を受けるなど県民ニーズや協働事業に関する意見を求める形態

⑩ 情報交換・情報提供

双方が持っている情報を積極的に提供し、活用し合う形態

⑪ 指定管理

公の施設の管理運営を委ねる形態

⑫ その他

上記の形態に当てはまらない項目

また、NPO・ボランティア団体は様々な分野で活動しており、特定非営利活動促進法に基づく20分野についても併せて調査を行っています。

①保健・医療・福祉の増進

②社会教育の推進

③まちづくりの推進

④観光の振興

⑤農山漁村・中山間地域の振興

⑥学術・文化・芸術・スポーツの振興

⑦環境の保全

⑧災害救援

⑨地域安全

⑩人権擁護・平和推進

⑪国際協力

⑫男女共同参画社会の形成

⑬子どもの健全育成

⑭情報化社会の発展

⑮科学技術の振興

⑯経済活動の活性化

⑰職業能力の開発・雇用機会の拡充

⑱消費者の保護

⑲1～18の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助

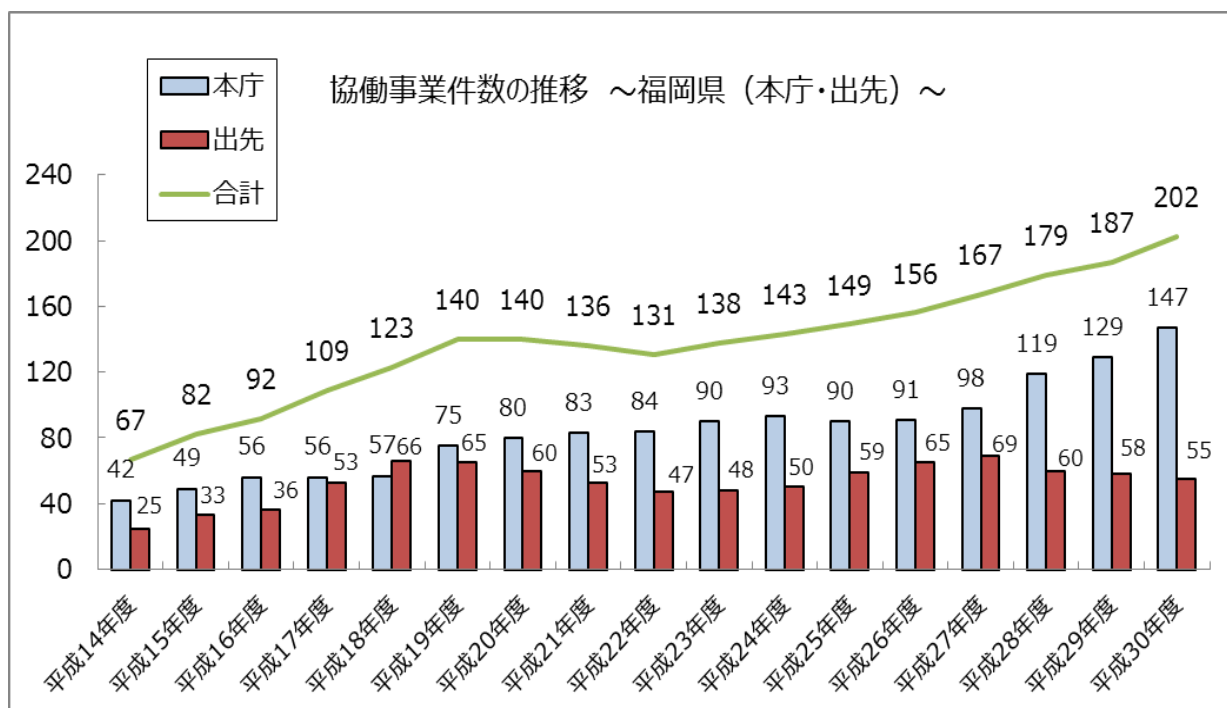
⑳その他

### 3 調査結果

#### (1) 協働件数

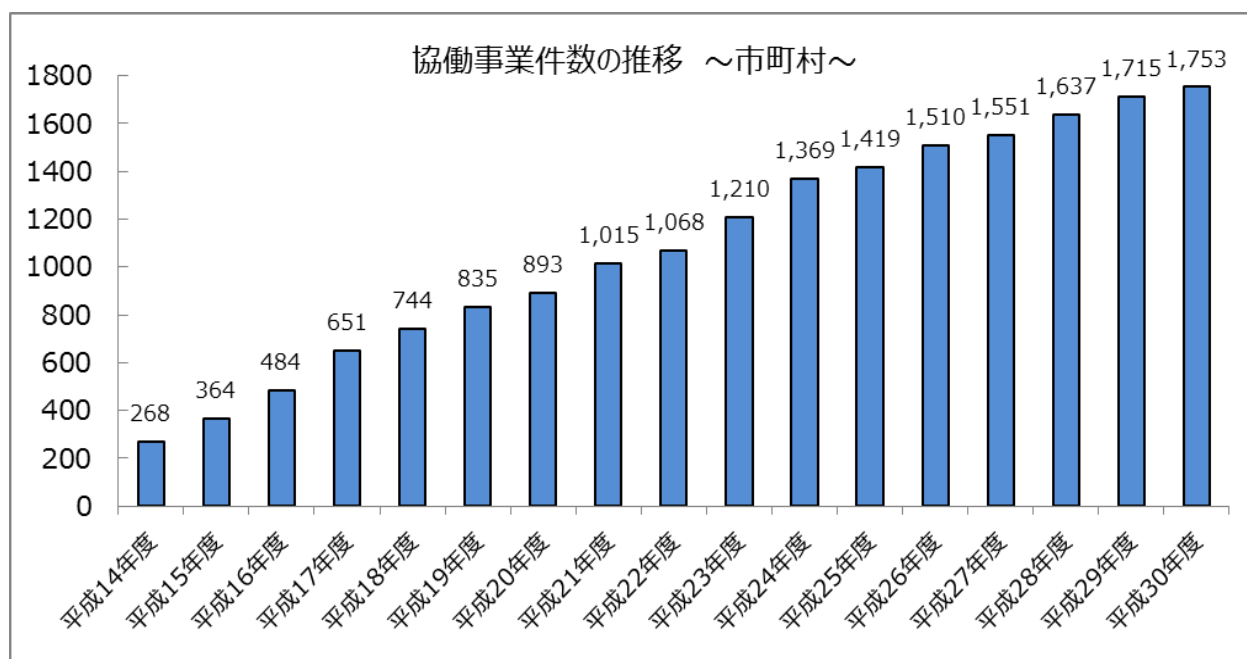
##### <県>

平成30年度の協働事業件数は、202件（本庁147件、出先55件）となっており、昨年より15件増加し、着実に拡大しています。今後のさらなる協働への取組のためには、NPOとのマッチング機会の拡大や事業担当職員への協働の理解を深めるための研修・情報発信の充実が求められます。



##### <市町村>

平成30年度の協働事業件数は、1,753件となっています。件数は年々増加し、順調に推移しており、今後も協働事業が拡大していくことが期待されます。

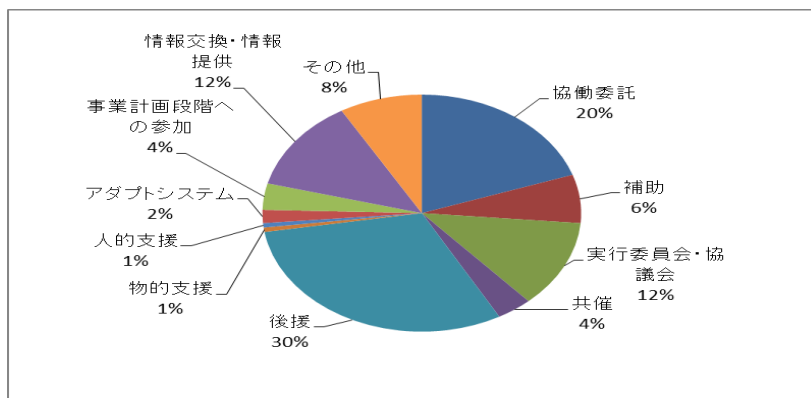


## (2) 協働形態

### <県>

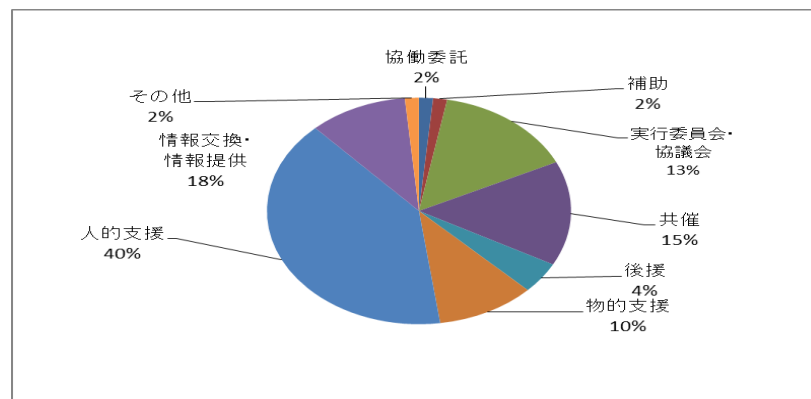
**本庁** 「後援」が51件と最も多く、全体の30%を占めています。続いて、「協働委託」、「情報交換・情報提供」となっています。また、出先機関に比べると、「人的支援」の割合が低いものとなっています。

協働形態(本庁)	
後援	51
協働委託	33
情報交換・情報提供	21
実行委員会・協議会	20
その他	14
補助	11
共催	6
事業計画段階への参加	6
アダプトシステム	3
物的支援	1
人的支援	1



**出先** 本庁に比べ、「人的支援」の割合が高く、全体の40%を占めています。続いて「実行委員会・協議会」、「共催」となっています。また、本庁では該当のある「事業計画段階への参加」、「アダプトシステム」が、出先では0件となっています。

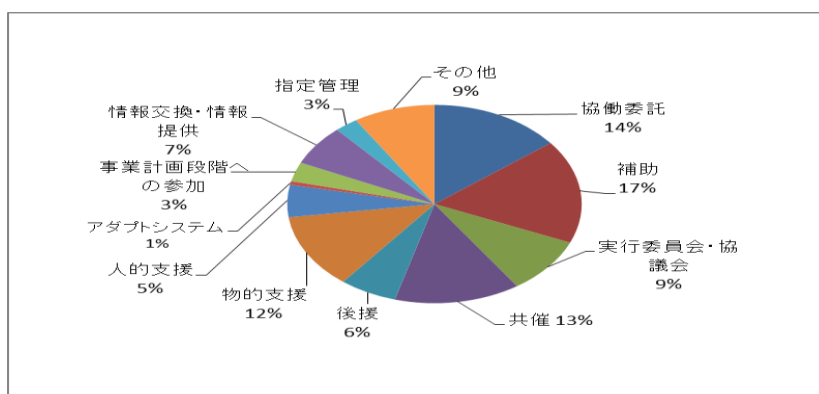
協働形態(出先)	
人的支援	27
実行委員会・協議会	10
共催	10
物的支援	7
情報交換・情報提供	7
後援	3
協働委託	1
補助	1
その他	1



### <市町村>

市町村では、県と比較すると「補助」と「物的支援」の割合が高くなっています。また、「指定管理」が61件と多くなっているのも特徴といえます。

協働形態(市町村)	
補助	403
協働委託	344
共催	329
物的支援	291
実行委員会・協議会	218
その他	213
情報交換・情報提供	158
後援	150
人的支援	125
事業計画段階への参加	75
指定管理	61
アダプトシステム	14



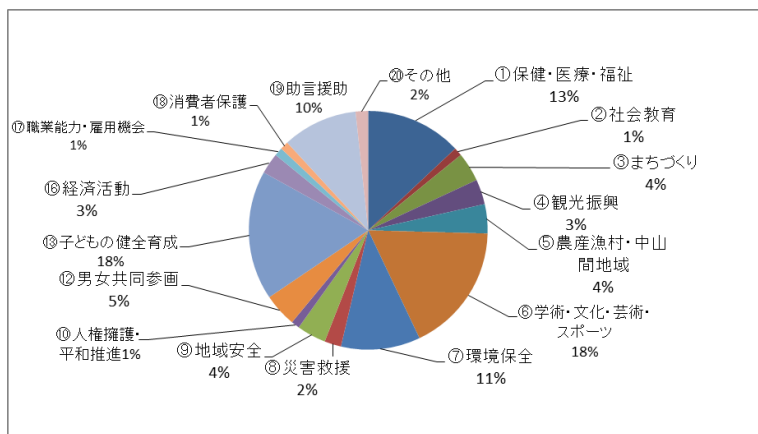


### (3) 活動分野

#### <県>

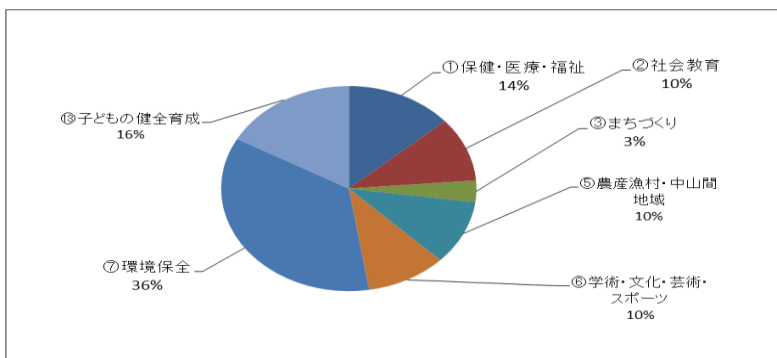
**本庁** 「⑥学術・文化・芸術・スポーツの振興」と「⑬子どもの健全育成」が31件と最も多く、全体の18%を占めています。続いて、「①保健・医療・福祉」、「⑦環境保全」となっています。また、出先機関に比べると、「②社会教育」の割合が低いものとなっています。

活動分野(本庁)	
⑥学術・文化・芸術・スポーツ	31
⑬子どもの健全育成	31
①保健・医療・福祉	23
⑦環境保全	19
⑨団体への助言・援助	18
⑫男女共同参画社会	8
③まちづくり	7
⑤農山漁村・中山間地域	7
⑨地域安全	7
④観光振興	6
⑬経済活動	5
⑧災害救援	4
⑫その他	3
②社会教育	2
⑩人権擁護・平和推進	2
⑰職業能力開発・雇用機会拡充	2
⑱消費者保護	2



**出先** 本庁に比べ、「⑦環境保全」の割合が高く、全体の36%を占めています。続いて「⑬子どもの健全育成」、「①保健・医療・福祉」となっています。また、本庁では該当のある「⑧災害救援」や「⑫男女共同参画」等が、出先では0件となっています。

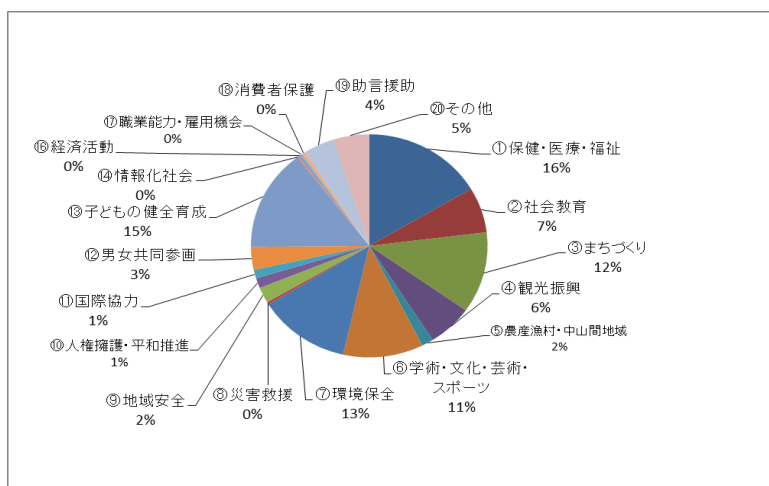
活動分野(出先)	
⑦環境保全	21
⑬子どもの健全育成	10
①保健・医療・福祉	8
②社会教育	6
⑤農山漁村・中山間地域	6
⑥学術・文化・芸術・スポーツ	6
③まちづくり	2



#### <市町村>

市町村では、県と比較すると「③まちづくりの推進」の割合が高くなっていますが、「⑬子どもの健全育成」「①保健・医療・福祉の増進」「⑦環境保全」に関しては県と同様、高い割合を占めています。

活動分野(市町村)	
①保健・医療・福祉	329
⑬子どもの健全育成	294
⑦環境保全	252
③まちづくり	235
⑥学術・文化・芸術・スポーツ	219
②社会教育	131
④観光振興	123
⑫その他	98
⑨団体への助言・援助	84
⑫男女共同参画社会	66
⑨地域安全	45
⑤農山漁村・中山間地域	32
⑩国際協力・平和推進	29
⑪国際協力	25
⑱消費者保護	9
⑧災害救援	8
⑬経済活動	6
⑰職業能力開発・雇用機会拡充	6
⑭情報化社会	4
⑮科学技術	1



#### 4 協働の事例

ここに掲載している事業は、過去に実施された協働事業のうち、県、市、町それぞれ1事業ずつを抽出しています。

具体的な事例を知ることで、協働の始め方や進め方、協働相手との関係作りなど、実際に協働する際の参考としていただければ幸いです。

まずは、「福岡県職員 地域貢献活動研修」を紹介します。平成29年7月九州北部豪雨から1年が経ち、行政やNPO・地域住民が一体となった復旧・復興が進む朝倉市において、福岡県職員の研修として、災害対策や支援活動についての講義と復興支援活動を行いました。

(1) 県	<ul style="list-style-type: none"><li>■事業名：福岡県職員 地域貢献活動研修</li><li>■協働のパートナー<ul style="list-style-type: none"><li>行政：福岡県職員研修所</li><li>NPO：杷木復興支援ベース</li></ul></li></ul>
-------	--

次は、太宰府市における「観光まち歩き事業「ぷち旅太宰府」」を紹介します。様々な体験や食を盛り込んだ企画で、ターゲットである若年層を意識したプログラムづくりを行っています。

(2) 市	<ul style="list-style-type: none"><li>■事業名：観光まち歩き事業「ぷち旅太宰府」</li><li>■協働のパートナー<ul style="list-style-type: none"><li>行政：太宰府市観光推進課</li><li>NPO：特定非営利活動法人歩かんね太宰府</li></ul></li></ul>
-------	--

最後は、宇美町における「中学校での子育てサロン」を紹介します。中学校の空きスペースを一部開放し、乳幼児とその家族や妊婦が自由に遊びにくることができる場所を作っています。

(3) 町	<ul style="list-style-type: none"><li>■事業名：中学校での子育てサロン</li><li>■協働のパートナー<ul style="list-style-type: none"><li>行政：宇美町子育て支援課</li><li>NPO：特定非営利活動法人宇美こども子育てネット・う～みん</li></ul></li></ul>
-------	--



## 福岡県職員 地域貢献活動研修

### 協働期間

平成30年10月～ 継続中

### 協働のパートナー

行政 : 福岡県職員研修所  
NPO : 杷木復興支援ベース

### 役割分担

行政 : 企画、募集  
NPO : 当日の運営

### 背景と課題

福岡県職員研修所では、直面する県の優先課題をテーマとして、「特別研修」を毎年度実施しています。平成30年度からは、その特別研修の中に「地域貢献活動実践」研修を新設しました。「平成29年7月九州北部豪雨」から1年が経ち、行政やNPO・地域住民が一体となった復旧・復興が進む朝倉市において、「杷木復興支援ベース」（現在は「杷木ベース」）の協力のもと、災害対策や支援活動についての講義と復興支援活動を行いました。

また、例年、入庁1年目の新人職員に対して、県職員としてふさわしい行動が取れるよう意識を高めるとともに、必要な知識を習得することを目的として様々な研修が行われており、その一環として、同じく杷木復興支援ベースにおいて講義と被災・復興現場の視察を行いました。

### 平成29年7月九州北部豪雨とは？

平成29年7月5日から6日にかけて対馬海峡付近に停滞した梅雨前線により、猛烈な雨が降り続けました。福岡県朝倉市、東峰村および大分県日田市を中心に記録的な豪雨となり、九州で初めて「大雨特別警報」が発表されました。

朝倉市黒川の観測所ではわずか9時間で774mmの降水量を観測し、朝倉市の7月月間雨量の2倍を超えるものとなりました。

この豪雨により、多くの家屋が浸水被害を受けました。山間部では、多数の土砂災害が発生し、流出した大量の土砂による河道埋塞まいそくと流木による河道閉塞へいそくにより大きな被害を受けました。

## 事業の概要

### ①特別研修「地域貢献活動実践」

日時：平成30年10月2日 9時～17時

場所：朝倉市杷木

参加者：県職員24名

研修内容：講義及び復旧支援活動（土のうの撤去）

#### 講義

杷木復興支援ベースの望月氏から、九州北部豪雨の被災状況と、杷木復興支援ベースの災害ボランティア活動を説明いただきました。ボランティアの在り方、災害から見てきた地域課題、杷木復興支援ベースとしての課題への取り組み方、行政と地域の間で必要となるNPOの活動についてお話しいただきました。

#### 復旧支援活動

赤谷川の中腹辺りの大山地区の民家付近にて、現在問題となっている、被災時に大量に設置され放置されたままの土のうを撤去しました。土のうをそのまま放置すると、袋が破損、中の土が流出し新たな被害が発生する恐れがあるため、早急な撤去が求められていました。

4箇所合計約500個の土のうを撤去し、地域住民の方にも大変喜ばれました。



## ②新人職員研修

日時：平成31年4月10日・17日・24日 16時～17時

場所：朝倉市杷木

参加者：入庁1年目の県職員148名（3回に分け実施）

研修内容：講義及び被災・復興現場の視察

### 講義

入庁1年目の新人職員に対し、杷木復興支援ベースの望月氏から九州北部豪雨の概要や被災状況、活動内容を説明いただきました。また、望月氏の経歴や、活動を行う中での失敗談、現在の課題、行政とNPOとの関係などについてお話しいただきました。

### 被災・復興現場の視察

朝倉市杷木寒水地区の寒水川周辺を案内していただきました。寒水川周辺は多くの方が生活されていた町部であったため、被災直後から杷木復興支援ベースが復旧活動を行っており、土砂出し、流木・岩の撤去が進められていた場所です。



## 職員の声

上記の研修後に、アンケートを実施したところ、多くの職員が研修の参加を前向きに評価しており、県民への奉仕意識を高め、視野を広げるきっかけとなっています。以下は、アンケートの回答の一部です。

### ①特別研修「地域貢献活動実践」

- ・午前の講義で現地のことを学び、実際に活動することで、よりボランティア活動の理解ができた。
- ・ボランティアを個人的に行う時の視点とは別に、行政として出来ること・出来ないことを判断する視点を持たなければいけないと感じた。
- ・機会をみつけて杷木復興支援ベースのボランティア活動にも参加させていただこうと考えています。

### ②新人職員研修

- ・被災者の現状や課題を知ることができた。
- ・行政・被災者・企業・周辺地域の人々など、多くの人が協力して、困難に対する案を考え、実行していかねばいけないということを感じた。
- ・新聞やニュースの報道に頼りきるのではなく実際に足を運んで自分の目で見る大切だと思った。

## 協働ポイント・エピソード

### 協働のきっかけ

九州北部豪雨の被災地のひとつである朝倉市での復旧・復興が進む中で、地域の課題解決に向けた取組みを学ぶため、福岡県職員研修所において復興支援活動を研修に取り入れることとなりました。そこで、朝倉市を中心に活動しておられる杷木復興支援ベースの望月氏を講師に研修事業が開始されました。令和元年9月にも引き続き研修を行われており、継続した協働が行われています。

### 協働のポイント

基本的な役割分担としては、福岡県職員研修所が企画や職員の参加者の募集を行い、杷木復興支援ベースが当日の運営（講義や復旧支援活動の指導）を行っています。



## 観光まち歩き事業「ぷち旅太宰府」

### 協働期間

平成 26 年 4 月～ 継続中

### 協働のパートナー

行政 : 太宰府市観光推進課  
NPO : 特定非営利活動法人  
歩かんね太宰府

### 役割分担

行政 : 事業の委託、広報、企画会議及び  
「ぷち旅太宰府」当日の参加  
NPO : 企画、準備、広報、運営

### 課題

太宰府市における観光振興のためには、幅広い年齢層の人々に太宰府の魅力発信を行う必要がありますが、単純に強みである歴史や文化をPRするだけでは、高年齢層のニーズには応えられるものの、若年層に訴求することができませんでした。

### 取組の概要

若年層をターゲットとした観光まち歩き事業「ぷち旅太宰府」を年 4 回実施しており、定員は各回 15～20 名で、参加費は食事・保険代込みで 3,500～4,000 円です。

#### 1 回目

【日時】平成 30 年 5 月 27 日（日）

【内容】①かつての修験道である宝満山において専門ガイドの解説を聞き、護摩焚きを見学

②修行の 1 つである火渡り体験

③食事をしながら交流会をしつつ、さらに護摩焚きの解説を聞く

【参加費】4,000 円

【定員】20 名

#### 2 回目

【日時】平成 30 年 6 月 9 日（土）

【内容】①太宰府在住のライターで紹介で太宰府が登場する現代小説を知る

②食事をしながらライターや参加者同士で交流

③作品の登場場所を散策しながら太宰府の歴史を肌で感じる

【参加費】3,500 円

【定員】15 名

### 3回目

【日時】平成30年7月25日（水）

【内容】①天神祭りの縁日に浴衣で太宰府天満宮参道周辺を散策

②古民家で、幕末維新史が専門の大学教授から歴史秘話や解説を聞く

③古民家でお食事やお茶、スイーツなど歴史カフェを楽しみつつ、交流し親睦と絆を深める

【参加費】4,000円

【定員】20名

### 4回目

【日時】平成30年9月23日（日）

【内容】①地域の魅力を再発見する秋のイベントである「古都の光」において、プロカメラマンから写真撮影のレクチャーを受ける

②灯籠や光のオブジェで彩られた大宰府政庁跡～観世音寺・戒壇院を撮影する

③写真を通して仲間と出会い、親睦を深める

【参加費】3,500円

【定員】20名





## 協働の相乗効果

企画段階から市とNPOが協働して事業全体の方針や各回のテーマ設定を行い、準備や運営をまち歩き事業のノウハウをもつNPOが実施することで、行政のみでは開発できない地域に根差したまち歩きプログラムの造成に繋がっています。

### ここを工夫しました！

様々な体験や食を盛り込んだ企画で、ターゲットである若年層を意識したプログラムづくりを行っています。また、各回で交流会を実施し、参加者同士の交流を大事にしています。

市からの提案により、インターネット上で地域体験のマッチングを行うプラットフォーム「TABICA」を活用したり、NPOのFacebookによる広報を行うことで、新たな参加者の発掘につなげています。

地元の大学生を無料招待し、内容や感想を大学生個人のSNSにアップしてもらうなど若年層向けのPRを実施しました。

## 成果

毎年 50 名程度の安定した集客ができており、新たな太宰府の魅力を伝えるまち歩き事業として一定認知されてきています。

## 今後の展望

若年層に訴求するよう、まち歩き事業としての魅力の向上に取り組み、リピーター参加者はもちろん、企画そのものに携わってもらえる関係者を活動の中で増やしていき、持続可能な取組みにしていきます。

## 事業開始・協働のきっかけ

NPOがこれまで行ってきた自主事業としてのまち歩き事業では行えなかった体験や食を盛り込んだ企画を実施し、また集客できなかった年齢層の方に参加いただける企画を行いたいと考えました。

それらのまち歩き事業を通して更なる太宰府の魅力の発信をしつつ、地域の事業者と繋がりを持てるような企画・活動にしたいという趣旨に市に賛同してもらいました。



## 中学校での子育てサロン

### 協働期間

平成18年9月～ 継続中

### 協働のパートナー

行政 : 宇美町子育て支援課  
 NPO : 特定非営利活動法人  
 宇美こども子育てネット・う～みん

### 役割分担

行政 : 広報、企画  
 NPO : 企画、運営、実施

### NPOの発足・経緯

現在の「特定非営利活動法人宇美こども子育てネット・う～みん」の代表者が所属していた子育て支援グループが、町に点在していた他の子育て支援サークルなどに「親子の小さな声を大きくする活動や親子の精神的なバックアップを一緒にやろう！」と呼びかけたことが始まりです。

現在は、宇美町と共働（宇美町では「共働」という言葉を使用しています）で、子育ての仲間づくりや親子の交流の場である「宇美町子育て支援センターゆうゆう」を運営しており、今回紹介する「中学校での子育てサロン」以外にも、親子で参加できるう～みん親子フェスタ、子育ての基本講座、父親向け講座、こども救命救急、こどもとメディア講座など数多くの活動を行っています。

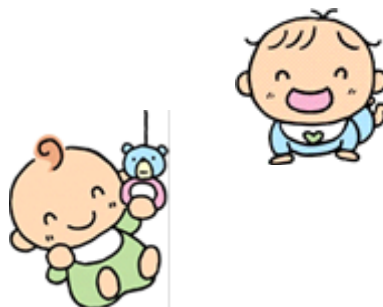
### 宇美町子育て支援センターゆうゆうとは？

子どもとその家族が気軽に来館し、自由に過ごすことのできる施設です。

保育士と、経験豊富な子育てサポーターが常駐しています。同じ子育てをしている仲間同士、みんなで楽しみ考え合い、支え合っていく場所として多くの親子に利用されています。宇美町在住の就学前の子どもとその保育者を対象に、平日の10時から16時まで開館しています。



(夏期、年末年始休館あり)



## 取組の概要

### 【中学校での子育てサロン】

「子育て支援センターゆうゆう」の事業の一環として、平成18年9月から宇美東中学校で子育てサロンを開設しました。

中学校の空きスペースを一部開放し、乳幼児とその家族や妊婦が自由に遊びに来ることができる場所になっています。月に1～2回程度、10時から14時まで実施しています。

親同士の交流はもちろんのこと、中学校で実施することで、昼休みに生徒が遊びに来たり、また家庭科の授業でも交流を図ったりと中学生と触れ合うことができる活動です。

生徒が乳幼児を抱っこしてミルクを与えたり、生徒が作成したおもちゃで子どもと一緒に遊んだり、絵本の読み聞かせをしたりと、次の子育て世代となる生徒の子育て体験と学びにもつながっています。

平成21年9月からは宇美南中学校、平成23年6月には宇美中学校でも開設し、町内全ての中学校で実施の運びとなりました。

今後も地域、学校、家庭を結ぶ取組みとなるよう活動を進めていきます。



### 参加者の声

- ・中学生のお兄ちゃんと楽しそうに遊んでいたのが良かったです。なかなかこんな機会がないので、子どもにとってもいい経験になったと思います。これからも参加したいと思います。
- ・たくさんの折り紙を作ってくれて、泣いていた娘もご機嫌になりました。
- ・初めは恥ずかしがっていましたが、中学生がそっと寄り添って優しく声かけをしながら遊んでくれたので、だんだん息子も笑顔になり遊ぶことができました。また、子どものペース、反応に合わせて遊んでくれていました。
- ・積極的に質問してくる生徒さんもいて感心しました。私には思いつかない遊びをしてくれて助かりました。

### 心がけていること

安全面に気をつけることはもちろん、乳幼児の扱いに慣れていない生徒に対し、スタッフが抱っここの仕方や目線を合わせて子どもと話すなどのアドバイスや消極的な生徒への声かけも行っています。

### 今後の展望

地域の中で、親子を中心に自然に支えあえる関係が生まれるきっかけを作りたいと思っています。

その為には、親子を理解しあたたかく見守る人が増えることが望ましく、子育てサポーターの人材育成や、現在のスタッフのスキルアップ等を重ねて実施していきたいです。そして、関連各所との連携を大切に、子育て子育てしやすい町づくりを目指します。

## 協働ポイント

日頃から、宇美町子育て支援課と宇美子ども子育てネット・う～みんとが連絡を密に取り合うことで、事業を円滑に実施できています。現在、健康福祉センターうみハピネス内に、子育て支援課とう～みんの事務所が入る「子育て支援センターゆうゆう」が設置されているため、担当者同士でいつでも顔を合わせて話すことが可能となっており、意思疎通しやすい環境となっています。

## 参考

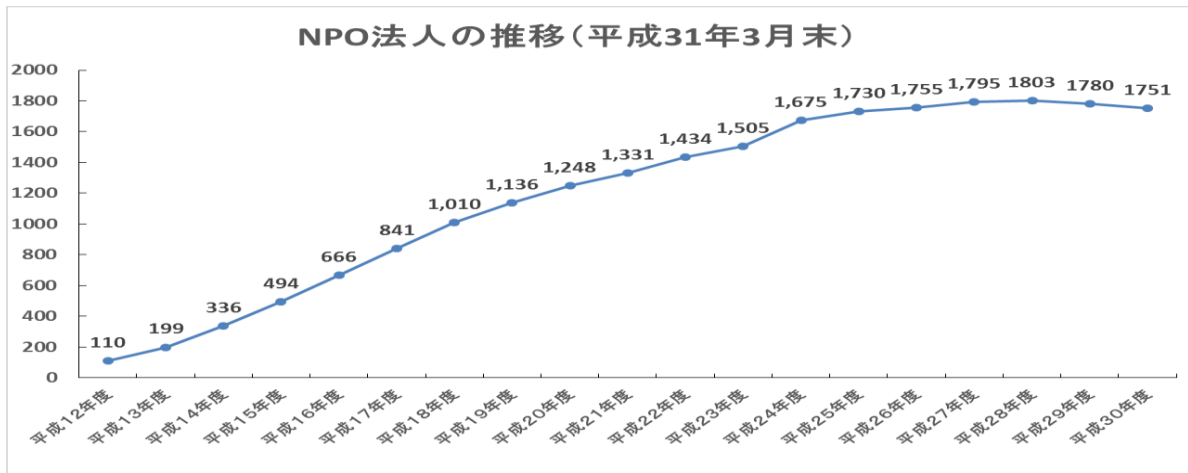
# 1 福岡県におけるNPO法人の現状

## (1) 認証法人数の推移

福岡県内の認証法人数は、1,751 法人(平成 31 年 3 月末)であり、全国の法人数 51,608 (法人)の 3.4%を占めています。

都道府県単位で比べると、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、北海道、埼玉県、愛知県、千葉県に次いで 9 番目です。

なお、福岡県における認証法人数は、平成 28 年度まで増加していましたが、設立法人の減少及び解散法人の増加により、平成 29 年度に初めて減少に転じ、平成 30 年度も減少しています。



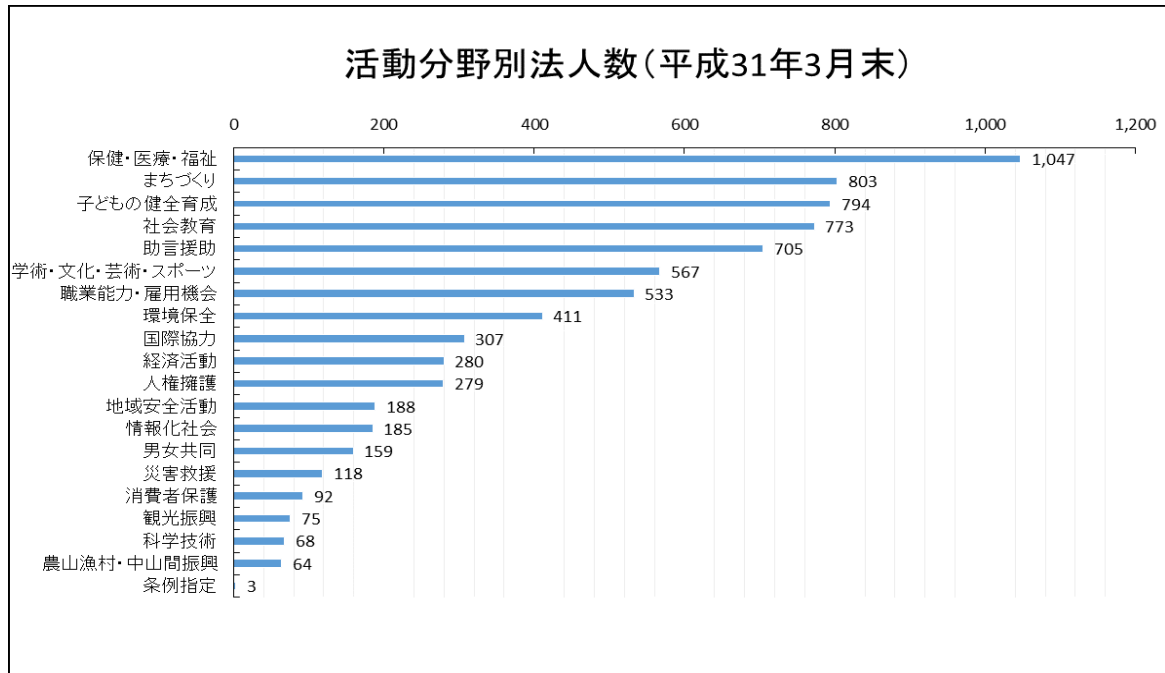
市町村別認証数(平成31年3月末現在)

市町村名	件数	市町村名	件数	市町村名	件数	市町村名	件数
福岡市	678	那珂川市	18	三潴郡大木町	8	田川郡添田町	4
北九州市	321	古賀市	17	うきは市	7	糟屋郡粕屋町	3
久留米市	119	小郡市	16	宮若市	7	築上郡築上町	3
飯塚市	47	柳川市	14	鞍手郡小竹町	7	朝倉郡東峰村	2
太宰府市	39	大川市	14	京都郡苅田町	7	築上郡吉富町	2
糸島市	35	筑後市	13	糟屋郡篠栗町	6	糟屋郡須恵町	1
大牟田市	32	福津市	13	糟屋郡新宮町	6	糟屋郡久山町	1
八女市	29	嘉麻市	13	京都郡みやこ町	6	遠賀郡遠賀町	1
大野城市	29	朝倉市	12	遠賀郡岡垣町	5	三井郡大刀洗町	1
宗像市	29	中間市	11	鞍手郡鞍手町	5	田川郡香春町	1
筑紫野市	24	糟屋郡志免町	9	糟屋郡宇美町	4	田川郡赤村	1
行橋市	21	朝倉郡筑前町	9	遠賀郡芦屋町	4	田川郡福智町	1
春日市	21	田川郡川崎町	9	遠賀郡水巻町	4	築上郡上毛町	1
直方市	19	豊前市	8	嘉穂郡桂川町	4	合計	1,751
田川市	18	みやま市	8	八女郡広川町	4		

## (2) 活動分野

福岡県内の認証法人(1,751 法人)について、活動分野別にみると、「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」を活動目的に掲げる法人が1,047 法人であり、全体の59.8%を占めています。

そのほか、「まちづくりの推進を図る活動」、「子どもの健全育成を図る活動」を活動目的に掲げる法人がそれぞれ803 法人(45.9%)、794 法人(45.3%)となっています。



## 2 調査票

### (1) 調査依頼文

別紙1 のとおり

### (2) 記入要領及び記入例

別紙2 のとおり

※県、市町村、県警に対して調査を行っており、ここでは参考として、県への調査時に使用したものを掲載しています。

各部主管課長  
各行政委員会事務局長  
議会事務局長  
教育庁総務課長  
企業局長

} 殿

人づくり・県民生活部社会活動推進課長  
(NPO・ボランティアセンター)

NPO・ボランティア団体との協働事業に関する調査について（照会）

本県では、福岡県総合計画において「心のぬくもりと絆を実感できる社会の実現」を目指しており、その取組の一環として、NPO・ボランティア団体と行政、企業など多様な主体が、知恵や力を出し合いともに支えあう「共助社会づくり」を進めています。

つきましては、本県におけるNPO・ボランティア団体との協働事業の実態を把握するため、下記について、関係各課及び出先機関分を取りまとめの上、回答をお願いします。

なお、該当がない場合もその旨回答願います。

## 記

### 1 調査票等

- (1) 調査票 … 平成30年度NPO・ボランティア団体との協働事業実績一覧  
保存場所「全庁共有ファイル¥01 調査・照会¥04 人づくり・県民生活部¥社会活動推進課（20190417）協働事業調査」
- (2) 記入要領 … 別添のとおり

### 2 提出方法

調査票に必要事項を記入の上、「全庁共有ファイル¥01 調査・照会¥04 人づくり・県民生活部¥社会活動推進課（20190417）協働事業調査¥保存用フォルダ」に保存してください。

### 3 回答期限

平成31年4月17日（水）

※ この調査は各市町村にも別途依頼しています。

※ 回答いただいた内容は、県及びNPO・ボランティアセンターのホームページで情報提供します。

社会活動推進課NPO・ボランティアセンター  
担 当：樋野  
T E L：092-631-4416（内線81-3783）  
F A X：092-631-4413  
E-mail：[nvc@pref.fukuoka.lg.jp](mailto:nvc@pref.fukuoka.lg.jp)



# NPO・ボランティア団体と行政との 協働事業実施状況調査記入要領

## 1 調査目的

本調査は、福岡県及び県内の自治体におけるNPO・ボランティア団体との協働事業を把握し、今後の協働の促進に向けた施策の参考とするため実施するものです。

## 2 調査対象

本県とNPO・ボランティア団体とで、平成30年度に実施した協働事業の「実績」

### <用語の定義>

#### ○NPO・ボランティア団体

この調査における「NPO・ボランティア団体」とは、ボランティア団体や市民活動団体、特定非営利活動法人等の「自発的・継続的に社会的活動（活動の利益が専ら特定の個人や団体のためではなく、不特定多数の利益の増進に寄与するための活動）を行う営利を目的としない団体」をいい、公益法人等（一般・公益社団法人、一般・公益財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、農業協同組合、生活協同組合、共済組合等）を除きます。

#### ○協働

この調査における「協働」とは、「NPO・ボランティア団体、行政、企業のそれぞれの主体性・自発性のもとに、互いの特性を認識・尊重し合いながら、対等な立場で、共通の目的を達成するため協力・協調すること」と定義します。具体的な協働の例については、下記「5 協働の形態について」を御参照ください。

## 3 調査票の記入方法

平成30年3月の調査で御回答いただきました「平成29年度NPO・ボランティア団体との協働事業実績」の内容を入力していますので、「平成30年度NPO・ボランティア団体との協働事業実績」について、記入例をご覧の上、

- ① 事業内容に変更がある場合 … 朱書き訂正を行ってください。
- ② 事業廃止の場合 … 事業概要以降の行に斜線を引いてください。
- ③ 新たに事業を追加する場合 … 朱書きで追加入力してください。

※ ③につき、新たな事業に加え、昨年度調査での記入漏れ等の事業がありましたら、是非幅広くに追記ください。

※ 「活動分野」と「協働形態」については、裏面以降に掲載している「4 活動分野について」及び「5 協働の形態について」の表を参照していただき、ご記入ください。

※ 「協働実績」については以下に該当する場合に記入ください。

- 「協働形態」欄にて「協働委託」「補助」「指定管理」を記入した場合
- 記入内容：「採択団体数」「セミナー・イベント等の開催回数」「のべ参加者数」「実施費用」「採択件数」等の実績

なお、平成30年度実績集約中などの理由で記入が締切に間に合わない場合は「未」と記入ください。6月頃に改めて確認させていただきます。

※ 協働によって事業目的達成に高い効果があった事業については、「特に効果があった事業」の欄に「○」を入力してください。「○」を入力していただいた事業については、協働のモデル事業として広報する候補にさせていただきたいので、幅広にご紹介ください。

※ 「記入例」及び「調査票」のファイルは下記に保存しています。

「全庁共有ファイル¥01 調査・照会¥04 人づくり・県民生活部¥社会活動推進課（20190417）  
協働事業調査」

※ 提出の際は、貴課以外のデータを削除願います。

#### 4 活動分野について

活動分野	説明
1	保健・医療・福祉の増進
2	社会教育の推進
3	まちづくりの推進
4	観光の振興
5	農山漁村・中山間地域の振興
6	学術・文化・芸術・スポーツの振興
7	環境の保全
8	災害救援
9	地域安全
10	人権擁護・平和推進
11	国際協力
12	男女共同参画社会の形成
13	子どもの健全育成
14	情報化社会の発展
15	科学技術の振興
16	経済活動の活性化
17	職業能力の開発・雇用機会の拡充
18	消費者の保護
19	1～18の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助
20	その他

## 5 協働の形態について

協働形態名	説明	実施例
協働委託	行政がNPO・ボランティア団体に対し協働になじむ事業を委託する形態	子どもの健全育成の活動を行うNPO・ボランティア団体に対し小学生向けの体験学習を実施する業務を委託。事業実施にあたり、行政は関係各所との連絡調整や広報を実施。NPO・ボランティア団体は事業の企画立案、運営全般を実施。
補助	NPO・ボランティア団体が主体的に行う事業に対し、その事業等を育成、助長するため金銭等を交付する形態	NPO・ボランティア団体の事業への経費助成を行う。
実行委員会・協議会	NPO・ボランティア団体と行政で実行委員会・協議会を組織し、主催者となって事業を行う形態	環境啓発に関するイベントの実行委員会にNPO・ボランティア団体が委員として参画する。
共催	NPO・ボランティア団体と行政が主催者となって共同で一つの事業を行う形態	児童虐待防止の啓発イベントを児童保護の取組を行うNPO・ボランティア団体と共催で実施する。
後援	NPO・ボランティア団体が行う事業に対し、行政の後援名義の使用を認めて支援する形態	NPO・ボランティア団体が実施するイベントへの後援を行う。
物的支援 (公の財産の使用等)	NPO・ボランティア団体に対し、公共の空き施設を提供することや、活動に必要な物品や用具等を支援する形態	NPO・ボランティア団体に対し、会議室の無償貸し出しを行う。
人的支援	NPO・ボランティア団体が行う活動に対し、職員の派遣等を行うことにより支援する形態	NPO・ボランティア団体が主催するフォーラムの受付補助をする。
アダプトシステム	地域に密着したNPO・ボランティア団体がある地域にある道路や河川などの「里親」となって清掃や植生管理などを行う。行政と協定書を結び、行政は必要な用具の貸与や損害保険の負担、活動団体の掲示などを行う形態	協定を結んだNPO・ボランティア団体に用具を貸し出し、河川敷地等の清掃を行ってもらう。
事業計画段階への参加	事業検討の際にNPO・ボランティア団体から提案を受けるなど県民ニーズや協働事業に関する意見を求める形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審議会等にNPO・ボランティア団体に参画してもらい意見を求める。</li> <li>・NPO・ボランティア団体からの政策・事業提案を募集する。</li> </ul>
情報交換・情報提供	双方が持っている情報を積極的に提供し、活用し合う形態	NPO・ボランティア団体との意見交換会の開催
指定管理	公の施設の管理運営をNPO・ボランティア団体に委ねる形態	体育施設等の指定管理
その他	上記の形態に当てはまらない項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NPO・ボランティア団体が主催するイベントの広報協力</li> <li>・NPO・ボランティア団体が実施する事業に対する関係機関との連絡調整</li> </ul>

■記入例（調査票）

部	本庁 No.	事業名	事業概要	活動分野	協働形態	協働実績	協働の相手方	協働期間	工未した点	協働の課題	特に効果があつた事業	担当者名 (内線)	更新/確認日
〇〇部	2	〇〇課 B事業	子どもの健全育成の活動を行うNPO・ボランティア団体に対し小学生向けの体験学習を実施する業務を委託。実施。NPO・ボランティア団体は事業の企画立案、実施を実施	②③	協働委託	・採択団体数：1団体 ・学習教室：10回 ・のべ参加人数：198名 ・実施費用：未	〇〇〇〇 (1111)	〇月〇〇日				〇〇〇〇 (1111)	〇月〇〇日
〇〇部	3	〇〇課 C実行委員会	〇〇〇〇の取組に關して、実践的な活動を行っているNPO・ボランティア団体に対し補助金を交付	⑦	補助	・採択団体数：10団体 ・実施費用：50.0万円	〇〇〇〇 (1112)	〇月〇〇日				〇〇〇〇 (1112)	〇月〇〇日
〇〇部	4	〇〇課 D事業	DV防止の講演会について、シエンターを運営するNPO・ボランティア団体との共催で実施。	⑫	共催		〇〇〇〇 (1113)	〇月〇〇日				〇〇〇〇 (1113)	〇月〇〇日
〇〇部	5	〇〇課 E事業	NPOの基本やNPOの現状をどまぐ現況について理解を深めるための講座を開催	⑧	人的支援	調査要領4「活動分野について」を参考に該当の数字を記入 ※複数該当する場合は併記してください	〇〇〇〇 (1114)	〇月〇〇日				〇〇〇〇 (1114)	〇月〇〇日
〇〇部	8	〇〇課 H事業	〇〇川の河川敷地の清掃・植生管理について協定を締結。必要な用具・資材等の貸与を行う	⑧	アダプティブシステム	調査要領5「協働の形態について」を参考に記入	〇〇〇〇 (1115)	〇月〇〇日				〇〇〇〇 (1115)	〇月〇〇日
〇〇部	9	〇〇課 I事業	NPO・ボランティア、企業、行政などの各主体における協働による社会課題の解決に向けた検討や提言	⑨	事業計画段階への参加		〇〇〇〇 (1116)	〇月〇〇日				〇〇〇〇 (1116)	〇月〇〇日
〇〇部	10	〇〇課 J事業	〇〇〇〇の取組に關して、実践的な活動を行っているNPO・ボランティア団体に対し補助金を交付	⑩	情報交換・情報提供		〇〇〇〇 (1117)	〇月〇〇日				〇〇〇〇 (1117)	〇月〇〇日
〇〇部	11	〇〇課 K事業	〇〇〇〇の取組に關して、実践的な活動を行っているNPO・ボランティア団体に対し補助金を交付	②	指定管理	・採択団体：1団体 ・年間予算：30.0万円	〇〇〇〇 (1118)	〇月〇〇日				〇〇〇〇 (1118)	〇月〇〇日
〇〇部	12	〇〇課 L事業	NPO・ボランティアが実施する「〇〇事業」の広報について協力を実施	③	その他（広報支援）		〇〇〇〇 (1119)	〇月〇〇日				〇〇〇〇 (1119)	〇月〇〇日

【本庁No.】については、こちらでまとめて修正します

【事業内容に変更がある場合】「朱書き」で訂正する

調査要領4「活動分野について」を参考に該当の数字を記入 ※複数該当する場合は併記してください

【事業が廃止となった場合】該当する事業の行に全て「斜線」を引く

【新たに事業を追加する場合】行を追加し、「朱書き」で追加する

調査要領5「協働の形態について」を参考に記入

調査票を記入後、更新/確認日を入力 ※更新の有無の確認のため、必ずご記入ください。

団体名を記入する

**福岡県NPO・ボランティアセンター**

〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町13番50号

福岡県吉塚合同庁舎5階

TEL : 092-631-4411

FAX : 092-631-4413

e-mail : nvc@pref.fukuoka.lg.jp

**福岡県行政資料**

分類記号	行政コード
JB	5200116
登録年度	登録番号
01	0001